

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 8 日
横浜地方裁判所第 3 民事部
裁判所書記官 西 村 克 己

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 10 日から 令和 8 年 11 月 17 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 24 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 7 日 午後 1 時 10 分 場 所 横浜地方裁判所第 3 民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 30 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 11 月 30 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所所定の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 8 日から当庁物件明細等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	14, 540, 000 11, 632, 000	一括	2, 908, 000	54, 710	17, 275
1	11, 220, 000				
2	3, 320, 000				



物 件 目 録

1 所 在 横浜市西区西戸部町一丁目

地 番 112 番 7

地 目 宅地

地 積 101.23 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 横浜市西区西戸部町一丁目 112 番地 7

家屋 番号 112 番 7

種 類 居宅

構 造 鉄骨造陸屋根 2 階建

床 面 積 1 階 48.44 平方メートル
2 階 48.44 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1



物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 30 日

横浜地方裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 西 村 克 己

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件共有者 A が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 2】

売却対象外の土地（104 番地 1、112 番）を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等が全て本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 横浜市西区西戸部町一丁目

地 番 112番7

地 目 宅地

地 積 101.23平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 横浜市西区西戸部町一丁目112番地7

家屋 番号 112番7

種 類 居宅

構 造 鉄骨造陸屋根2階建

床 面 積 1階 48.44平方メートル

2階 48.44平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1



令和8年7月7日付上申書参照

令和 8年(ケ)第 42号

令和 8年 3月18日受理

令和 8年 6月29日提出

現況調査報告書(2の1)

横浜地方裁判所

執行官 小早川 健 造

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 横浜市西区西戸部町一丁目

地 番 112 番 7

地 目 宅地

地 積 101.23 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 横浜市西区西戸部町一丁目 112 番地 7

家屋 番号 112 番 7

種 類 居宅

構 造 鉄骨造陸屋根 2 階建

床 面 積 1 階 48.44 平方メートル

2 階 48.44 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件 1			
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)			
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項				
建物	物件 2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類 : ☐ 構造 : ☐ 床面積 :			
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類 : ☐ ある { 構造 : 床面積 :			
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者 A ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ B (相手方)	1 本件建物は、現在、誰も住んでいないと思います。 2 私は、本件建物の鍵は管理していません。
☒ C (申立人代理人弁護士)	1 本件建物は、現在誰にも貸していませんし、誰も住んでいません。 2 本件建物の鍵は、申立人Aが管理しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 (1) 本件建物には、現場の状況及び関係人の陳述からして、第三者の占有徴表は認められない。
(2) 電力、ガス及び水道水の供給は、すべて停止されていた。
(3) 内部に立入調査を実施したところ、家財はほぼ皆無と言って良い状態であって、現に生活の用に供されているものとは思われない。関係人の陳述からして、本件建物の鍵は共有者である申立人Aが管理しているものと認める。
(4) よって、本件建物は、Aが居宅として占有しているものと認める。
- 2 (1) 外壁ないし外階段の側板等には、数か所でひび割れの状況が認められた。本件土地が南東側への傾斜地であることからすると、本件建物が同方向に若干傾斜している恐れがあるものと思われる（後記3参照）。
(2) 玄関のガラスにひび割れの損傷が認められ、また、和室の襖に大きな穴空きの損傷が認められた。その他、浴室タイルの剥がれ及び床に擦り切れの損傷が認められるなど、本件建物には全体として経年使用等による汚損・劣化の状況が顕著に認められた。
- 3 本件土地の南側擁壁にもひび割れの状況が認められたことからして、本件土地についても南側ないし南東側へ若干傾斜している恐れは必ずしも否定できないものと思われる。
- 4 本件土地の南西側に存する地番「112番」及び「104番1」の土地はいずれも私有地であるが、現況は公衆用道路と認める。本件評価人の調査によると、この道路は建築基準法42条2項の道路とのことである。

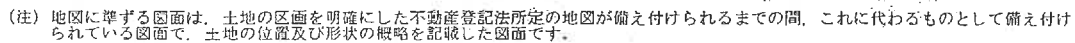
以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8 年 3月18日 (水) 14 : 10 - 14 : 15	横浜地方法務局	登記事項証明書申請・受領
8 年 3月23日 (月) 10 : 50 - 10 : 55	目的物件所在地	目的物件確認, 外観調査, 写真撮影, 不在
8 年 4月13日 (月) 10 : 25 - 10 : 30	当職携帯電話	申立人代理人と通話 (事情聴取, 占有調査)
8 年 4月14日 (火) 15 : 51 - 15 : 55	執行官事務室	相手方と通話 (事情聴取, 占有調査)
8 年 5月26日 (火) 13 : 00 - 13 : 35	目的物件所在地	建物立入調査, 外観調査, 写真撮影 [評価人同行]
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 8 年 5 月 2 6 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人Dを立ち会わせ, 申立人代理人より借り受けた鍵を用いて解錠し建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

イ	33-33	ハ	94-4	ホ	94-9	ト	48-7	リ	198-41	ル	198-44
ロ	94-2	ニ	102-2	ヘ	48-6	チ	199-5	ヌ	198-42	ツ	つづく



請求部	所在地	横浜市西区西戸部町一丁目				地番	112番7		
出力縮	1/600	精度区		座標系 番号 記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和48年10月1日				備付年月日 (原図)		補記事項		

(6 枚目)



登記年月日：昭和49年5月24日

006204

前112-7、112-8、112-9
新112-7、112-8、112-9

地番 112-7 112-8 112-9

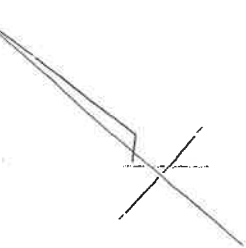
地積測量図

627304

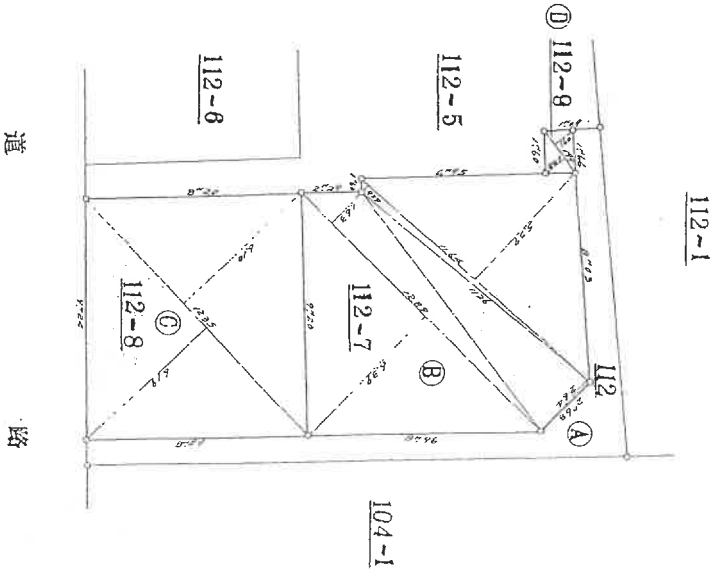
土地の所在 横浜市 西区 西戸部町 1丁目

昭和49年5月22日
作製年月日

49
5
24



B 112-7 計 算 式	
1209 × (163 + 638) = 143,377.8	
1126 × 264 = 297,264	
1164 × (557 + 939) = 69,574.4	
合計	202,470.6
	101,235.3
C 112-8	
1235 × (610 + 619) = 151,981.5	
	75,990.7
D 112-9	
479 × (991 + 999) = 956,211	
	1,781,072



縮尺 1/200

(日本土地家屋調査士会連合会)

※本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

令和8年1月29日
東京地方法務局
(横浜地方支務局管内)

これは図面に記載されている内容を確認した図面である。

登記年月日：昭和50年10月14日

322785

家屋番号

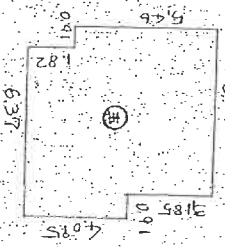
112番

各階平面図

建物の所在

横浜市西区新川町112番地

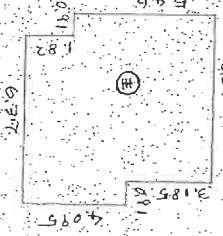
壹階平面図



壹階求積

$$\begin{aligned} 6.37 \times 5.46 &= 34.7802 \\ 5.46 \times 1.82 &= 9.9372 \\ 0.91 \times 4.09 &= 3.72645 \\ \hline &48.44385 \end{aligned}$$

貳階平面図



貳階求積

$$\begin{aligned} 6.37 \times 5.46 &= 34.7802 \\ 5.46 \times 1.82 &= 9.9372 \\ 0.91 \times 4.09 &= 3.72645 \\ \hline &48.44385 \end{aligned}$$

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺

1/200

○は写真撮影位置・方向

昭和50年10月14日
製作年月日

昭和50年10月14日

※本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

（横浜地方裁判所管轄）
昭和50年10月29日
東京地方法院
登記官

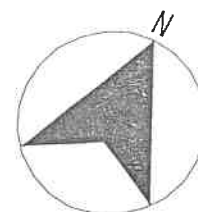
これは図面に記録されている内容と証明した図面である。

令和8年（ケ）第42号（物件2）

2階



1階



◀○は写真撮影位置・方向

①

物件 2



②



③



④



⑤



⑥



⑦

雨漏り跡の状況



⑧

収納及び床の損傷状況



横浜地方裁判所第3民事部競売係 御中

令和8年7月17日

横浜地方裁判所

執行官 小早川 健 造

上申書（追加報告）

標記事件において、さきに提出した現況調査報告書（2の1）について、次のとおり追加して報告します。

一 本件土地の南西側に存する土地のうち地番「112番」の土地所有者に書面を送付して照会したところ、令和8年7月13日、同所有者より電話にて要旨下記のとおり陳述を得た。

記

地番「112番」の土地所有者の陳述要旨

- 1 (1) 地番「112番」の土地（以下「112番道路」という。）は私が所有しており、昔から道路として一般の通行のため提供しています。
- (2) 通行について料金請求はありません。無料です。
- 2 (1) でも、道幅が狭いので四輪車の走行はできません。
- (2) また、皆さんの通行のための道路ですから、バイクや植木などの物を置くことは禁止しています。
- 3 (1) 地番「104番1」の土地（以下「104番1道路」という。）は近隣の方が所有されている土地で、112番道路と接する部分は一体の道路となっています。その幅員は104番1道路のほうが大

きいと思います。

(2) 104番1道路について、通行料という話は聞いたことはありません。

二 本件土地の南西側に存する土地のうち地番「104番1」の土地所有者に書面を送付して照会したが、何らの連絡も得られなかった。

以上



令和 8 年 (ケ) 第 42 号

令和 8 年 5 月 26 日 現地調査

令和 8 年 7 月 1 日 評価

横浜地方裁判所

評 価 書

(2-1)

評価人 不動産鑑定士

藤田 洋美

第1 評価額

一括価格（合計）	
金14,540,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金11,220,000円
物件2（建物）	金3,320,000円

1. 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 . 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 . 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 . 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 . 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
特 記 事 項		
・ 特になし		

*現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

1 所 在 横浜市西区西戸部町一丁目

地 番 1 1 2 番 7

地 目 宅地

地 積 1 0 1 . 2 3 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

2 所 在 横浜市西区西戸部町一丁目 1 1 2 番地 7

家屋 番号 1 1 2 番 7

種 類 居宅

構 造 鉄骨造陸屋根 2 階建

床 面 積 1 階 4 8 . 4 4 平方メートル

2 階 4 8 . 4 4 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

共有者 B 持分 2 分の 1

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	京浜急行本線「戸部」駅の南方約1.2km、「一本松小学校前」バス停の北東方約350m（各道路距離）に位置する。 （附属資料「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	一般住宅が建ち並ぶ高台の住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第2種中高層住居専用地域 60 % 150 % 準防火地域 第3種高度地区、宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢	101.23㎡ ほぼ正方形 間口 約8.9m、奥行（最長部）約9.8m 南東側隣地より約0.8m高く、北東側隣地とほぼ等高。敷地内はほぼ平坦。
接 面 道 路 の 状 況	南西側で幅員約2.3m～約3.0mの舗装私道（建築基準法第42条2項）に間口約8.9m、ほぼ等高から約1.3m高位接面。	
土 地 の 利 用 状 況	物件2の建物敷地として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面写のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	事業者提供図面によれば、南西側私道に本管あり。 事業者提供図面によれば、南西側私道に埋設管あり。 事業者提供図面によれば北西方市道（戸部太田線）に本管あり。私道部分引込については不詳。
特 記 事 項	1. セットバック面積約7.6㎡ 2. 北東側隣地及び南東側隣地と杭が確認できず、境界が判然としない部分がある。 3. 南西側私道の持ち分はない。	

2. 建物の概況及び利用状況 (物件2)

区	分主である建物	
建築時期及び経済的 残存耐用年数	建 築 年 月 日	昭和50年9月28日 新築 (登記記載)
	経 過 年 数	約51年
	経済的残存耐用年数	当分の間現状維持可能
仕 様	構 造	鉄骨造2階建
	屋 根	陸屋根
	外 壁	モルタル等
	内 壁	砂壁、ビニールクロス貼等
	天 井	板貼、ビニールクロス貼等
	床	畳、フローリング等
	設 備	キッチン、トイレ、浴室、洗面所及び押入等
	そ の 他	-
床 面 積 (現 況)	1階 : 48.44㎡	2階 : 48.44㎡ 延べ : 96.88㎡
現 況 用 途 等	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	5LDK (附属資料間取図のとおり)
品 等	普通	
保守管理の状況	劣る	
建物の利用状況	令和8年5月26日：内部立入調査 共有者Aが占有している。	
特 記 事 項	1. 床に緩んでいる箇所が見られた。 2. 屋上塗装に劣化が見られた。 3. 外壁及び外階段の側板等にひび割れ等が確認された。南東方向に下り傾斜の地勢であることから、売却対象物件2が同方向に若干傾斜している可能性もある。 4. 玄関ガラスにひび割れや、和室及び洋室の襖に穴空きの損傷が見られるほか、浴室タイルの剥がれ、床の擦り切れの損傷等が見られ、全体として経年使用による汚損や劣化が認められた。 5. 設備等の作動確認を行っていないので、設備、建具等に故障又は交換の可能性等を有している。 6. 売却対象物件2の建築計画の確認等の内容は以下の通り。 確認年月日・番号：昭和50年5月23日・50西66 検査済証交付年月日：記載なし	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価格(円/㎡)	個別格差	更地価格 (円/㎡)	地積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
1	239,000	$\frac{92}{100}$	220,000	× 101.23	× 0.9	= 20,040,000

標準画地価格 : 標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価公示 横浜西-4

$$\begin{array}{ccccc} \text{地価公示価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 288,000\text{円/㎡} & \times \frac{102}{100} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{123} & = 239,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正 : 令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 標準画地で補正の必要なし。

◇ 地域格差 : 地価公示地の所在地域は対象地域に比し、接近条件、街路条件、環境条件等で優り、総合格差で上記のとおり。

◇ 個別格差 : セットバック等で劣り、総合格差で上記のとおり。

◇ 建付減価 : 建付減価率を10%と判定した。

② 物件2 (建物)

目的建物は建築後約51年を経過する建物であり、その市場価値は残り少ないことを考慮し、再調達原価（リフォームを考慮して1㎡当り250,000円と査定）の3%をもって建物自体の価格とした。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物価格 (円)
2	250,000	× 96.88	× 0.03	= 730,000

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	20,040,000	×	0.2 場所的利益	= 4,010,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等 場所的利益 と判定し、
その割合を 20% と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基 礎 な る 価 格 (円)	と 土 地 利 用 権 等 価 格 の 控 除 及 び 加 算 (円)	占有 減 価 修正	市場性 修 正	競 売 市場 修正	評価額 (円)
1	20,040,000	－ 4,010,000		× 1.0	× 0.7	= 11,220,000
2	730,000	＋ 4,010,000	× 1.0	× 1.0	× 0.7	= 3,320,000
一 括 価 格 (合 計)						14,540,000

占有減価修正 : 必要なし。

市場性修正 : 必要なし。

競売市場修正 : -30% と判定した。

第6 参考価格資料

1. 地価公示価格 横浜西－4

所 在 : 横浜市西区西戸部町2丁目118番5外

価 格 : 288,000円/㎡

位 置 : 京浜急行本線 「日ノ出町」 駅 1.0km

価 格 時 点 : 令 和 8 年 1 月 1 日

地 積 : 107㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

接 面 街 路 : 南側 5.5m 市道

用 途 指 定 等 : 第2種中高層住居専用地域

(建ぺい率 60% ・ 容積率 150%)、 準防火地域

地 域 の 概 要 : 小規模一般住宅が多い傾斜地の既成住宅地域

2. 固定資産税評価額 (令和 7 年度)

物件1 (土地) 11,104,323円

物件2 (建物) 2,057,212円

第7 附属資料の表示

位置図

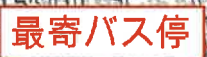
公図写 (目的物件をA4判へ抜粋したものである。)

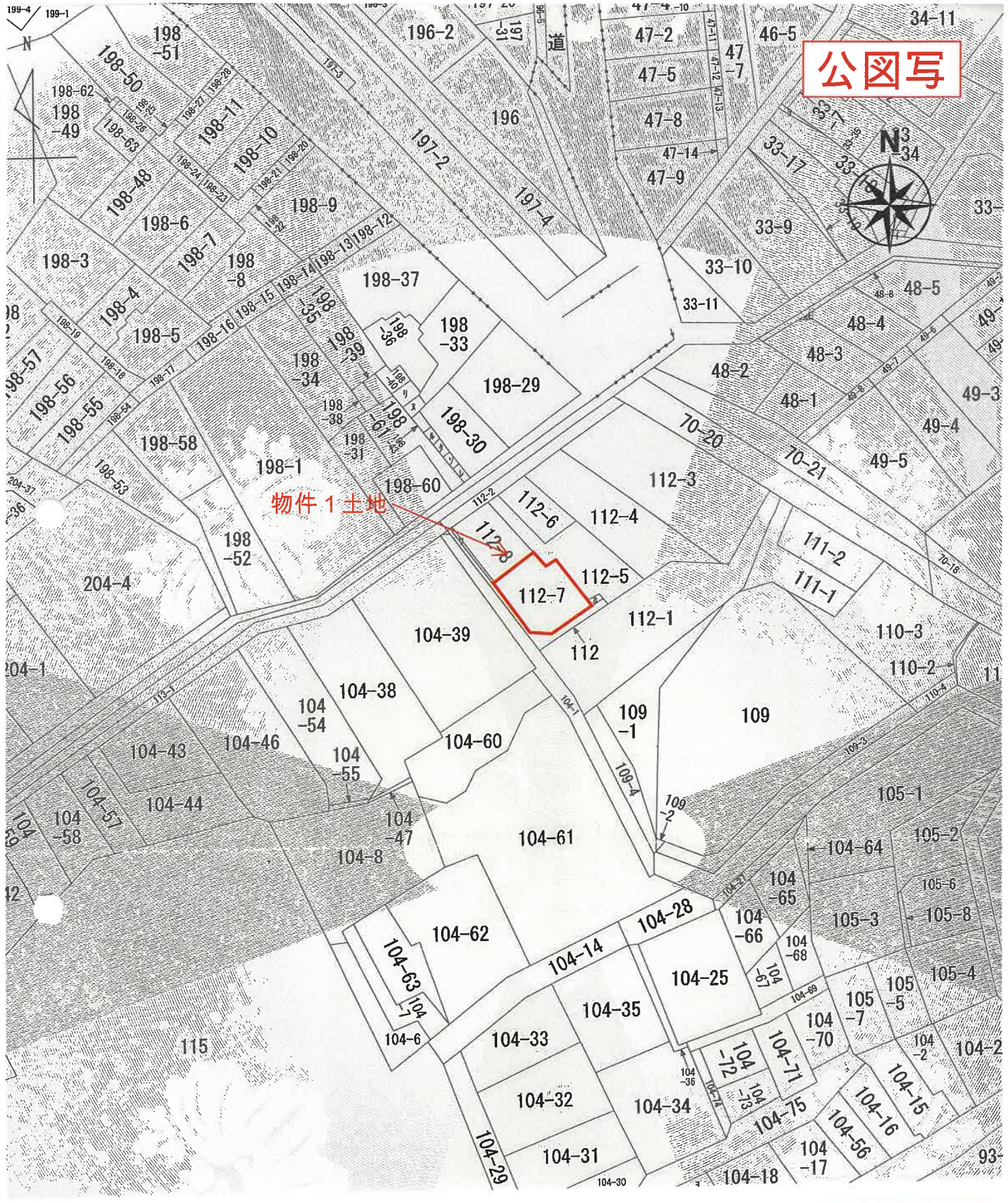
地積測量図写 (本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。)

建物図面・各階平面図写 (本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。)

建物間取図

以上





公図写

縮尺：1 / 600

地積測量図写

627304

作
申 入
48 年 5 月 22 日
49

物件 1 土地

地 積 測 量 図

地 積 測 量 図	112-7	112-8	112-9
土地の所在	戸 籍 所 在 地 積 測 量 図 112-9		

⑧ 112-7 計 算
 $289 \times (105 + 69.95) = 105,378$
 $1126 \times 264 = 297,264$
 $1164 \times (257 + 239) = 61,5744$
 合 計 262,4786
 = 74 101,2393112

⑥ 112-8
 $295 \times (440 + 519) = 151,9815$
 = 74 75,9907112

⑦ 112-9
 $29 \times (27 + 40.85) = 3,5227$
 = 74 28,017

縮 尺 1/200

(日本国土地家屋調査士会)

3000

登記年月日: 昭和9年6月2日

これは図面に記載されている内容と証明した地図である
 (地籍地方官署管轄)
 令和 8 年 1 月 29 日 東京法務局

A3判から A4判へ縮小に縮小

地図整理番号: M6782

建物図面・各階平面図写

登記年月日：昭和55年10月1日

322735

11-2-東京

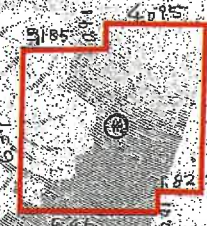
物件の所在地：東京都港区赤坂1-18-12

作製年月日
昭和55年10月1日

作製者

日時

壹階平面図



壹階求積

$$\begin{aligned} 6.37 \times 5.16 &= 32.8802 \\ 5.46 \times 1.82 &= 9.9372 \\ 0.91 \times 4.09 &= 3.7246 \\ \hline &46.5420 \end{aligned}$$

貳階平面図



貳階求積

$$\begin{aligned} 6.37 \times 5.46 &= 34.6002 \\ 5.46 \times 1.82 &= 9.9372 \\ 0.91 \times 4.09 &= 3.7246 \\ \hline &48.2620 \end{aligned}$$

縮小率 1/200

(此の土地の位置関係は、土地台帳の記載による)

これは図面に記載されている内容と一致しない場合は、登記簿の記載による。
(横浜地方支務局 登録)

令和8年1月29日

東京支務局

登記簿

地図整理番号：196783

A3判からA4判へ縮小に縮小

建物間取図

2 階



1 階

